

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（略称：自動車NOx・PM法）

（平成 4 年法律第 70 号）（令和元年法律第 14 号による改正）

e-Gov（法）：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=404AC0000000070>

e-Gov（施行令）：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=404CO0000000365>（令和 4 年政令第 361 号による改正）

e-Gov（施行規則）：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=404M50000002053>（令和 2 年環境省令第 31 号による改正）

e-Gov（省令「自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令」）：

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414M60001800002>（令和 4 年国土交通省・環境省令第 4 号による改正）

環境省 HP：<https://www.env.go.jp/air/car/noxpm.html>

印刷産業は、自動車の製造、建築物の新築を行っていないので、自動車を使用する事業者として適用を受けます。ただし、法が適用されるのは法で定められた区域のみで、施行令別表第 1 で「窒素酸化物対策地域」および「粒子状物質対策地域」で定められた区域です。環境省 HP に掲載されています（<https://www.env.go.jp/content/900400256.pdf>）。また、国立環境研究所 HP でも確認ができます（https://tenbou.nies.go.jp/gis/regulation/?map_mode=regulation&disp_type=atmosphere_kisei_car_nox）。これらの区域の周辺区域も法の対象となりますが、自動車の使用台数が 30 台未満であればこの法律の適用を受けません。

条項	条文	種類
第 1 条	<p>（目的）</p> <p>この法律は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染の状況にかんがみ、その汚染の防止に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の果たすべき責務を明らかにするとともに、その汚染が著しい特定地域について、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減に関する基本方針及び計画を策定し、当該地域内に使用の本拠の位置を有する一定の自動車につき窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を定め、並びに事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出の抑制のための所要の措置を講ずること等により、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）による措置等と相まって、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染に係る環境基準の確保を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。</p>	目的
第 4 条第 1 項	<p>（事業者の責務）</p> <p>事業者は、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずるように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。</p>	責務規定
第 33 条	<p>（対象自動車を使用する事業者による計画の作成）</p> <p>窒素酸化物排出自動車、粒子状物質排出自動車その他の窒素酸化物対策地域内^{解釈上の注釈 1}又は粒子状物質対策地域内^{解釈上の注釈 2}に使用の本拠の位置を有する自動車であって、政令で定めるもの^{解釈上の注釈 3}（以下この条において「対象自動車」という。）を使用する事業者は、その対象自動車のうち、排出状況その他の事情を勘案して政令で定める台数以上^{解釈上の注釈 4}のものが一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有するときは、主務省令^{解釈上の注釈 5}で定めるところにより、第 31 条第 1 項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組</p>	義務 (20 万円以下の罰金)

	<p>むべき措置であって、その一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有する対象自動車(以下この条及び第35条第1項において「特定自動車」という。)に係るものの実施に関する計画を作成し、当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事に提出しなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈1)法第6条第1項で定義。具体的には、施行令別表第1の区域。</p> <p>(解釈上の注釈2)法第8条第1項で定義。具体的には、施行令別表第1の区域。</p> <p>(解釈上の注釈3)施行令第8条第1項で「窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車」と定義。「窒素酸化物排出自動車」及び「粒子状物質排出自動車」は法12条第1項で定義。「政令で定める自動車」は、施行令第4条で、貨物運送用普通及び小型自動車、大型バス、マイクロバス、乗用自動車、特種自動車と規定。</p> <p>(解釈上の注釈4)施行令第8条第2項。「30台」と規定。</p> <p>(解釈上の注釈5)省令第1条。事業概要、事業所ごとの車両の状況、低公害車への代替、適正運転の実施等、走行量削減措置から選択した措置の計画を、3年から5年程度の計画期間ごと作成し、特定事業者に該当することとなった日又は計画期間が満了した日から3月以内に、正本にその写し2通を添えて提出と規定。</p>	
<p>第34条</p>	<p>(定期の報告)</p> <p>前条の規定により同条の計画を作成すべき事業者(次条及び第41条第2項において「特定事業者」という。)は、毎年、主務省令^{解釈上の注釈6}で定めるところにより、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置の実施の状況に関し、主務省令^{解釈上の注釈7}で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈6)省令第2条第2項。毎年6月30日までに、正本にその写し2通を添えて提出と規定。</p> <p>(解釈上の注釈7)省令第2条第1項。事業所ごとの車両の状況、低公害車への代替、適正運転の実施等、走行量削減から選択した措置等の状況と規定。</p>	<p>義務 (20万円以下の罰金)</p>
<p>第36条第1項</p>	<p>(周辺地域内自動車を使用する事業者による計画の作成)</p> <p>第12条第1項の窒素酸化物対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車^{解釈上の注釈8}又は同項の粒子状物質対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車^{解釈上の注釈9}(以下この条において「窒素酸化物等排出自動車」と総称する。)であって、周辺地域^{解釈上の注釈10}内に使用の本拠の位置を有するもの(以下「周辺地域内自動車」という。)を使用する事業者は、次の各号のいずれにも該当するときは、主務省令^{解釈上の注釈11}で定めるところにより、第31条第1項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置であって、指定地区^{解釈上の注釈12}内において運行される周辺地域内自動車に係るものの実施に関する計画を作成し、当該指定地区をその区域に含む都道府県の知事に提出しなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈8)「政令で定める自動車」は、施行令第4条で、貨物運送用普通及び小型自動車、大型バス、マイクロバス、乗用自動車、特種自動車と定めている。</p> <p>(解釈上の注釈9)「政令で定める自動車」は、施行令第4条で、貨物運送用普通及び小型自動車、大型バス、マイクロバス、乗用自動車、特種自動車と定めている。</p> <p>(解釈上の注釈10)「周辺地域」は次項(法36条第2項)で定義されている。</p> <p>(解釈上の注釈11)省令第3条。事業概要、事業所ごとの車両の状況、低公害車への代替、適正運転の実施等、走行量削減措置から選択した措置の計画を、3年から5年程度の計画期間ごと作成し、特定事業者に該当することとなった日又は計画期間が満了した日から3月以内に、正本にその写し2通を添えて、周辺地域内事業者に該当することとなった日又は計画期間が満了した日から3月以内に、正本にその写し2通を添えて提出と規定。</p> <p>(解釈上の注釈12)「指定地域」は次項(法36条第3項)で定義されている。ただし、e-Govに掲載されている施行規則にはこの条項を受ける条項はない。また、指定状況は確認できない。</p>	<p>義務 (20万円以下の罰金)</p>

第 36 条第 2 項	<p>前項の「周辺地域」とは、窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域の周辺の地域であって、その地域内に使用の本拠の位置を有する窒素酸化物等排出自動車¹³が指定地区内において相当程度運行されていると認められる地域として、指定地区ごとに主務省令¹³で定めるものをいう。</p> <p>(解釈上の注釈 13) e-Gov に掲載されている施行規則にはこの条項を受ける条項はない。環境省 HP に掲載されているパンフレット (https://www.env.go.jp/content/900398482.pdf) では「流入車」対策のために、都道府県知事の申し出に基づいて、環境大臣が指定することになっている。しかし、解釈上の注釈 12 にあるとおり指定地域は確認できず、周辺地域も確認できない。</p>	定義
第 36 条第 3 項	<p>前 2 項の「指定地区」とは、窒素酸化物重点対策地区又は粒子状物質重点対策地区のうち、窒素酸化物対策地域外又は粒子状物質対策地域外に使用の本拠の位置を有する窒素酸化物等排出自動車に係る自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止を図るための対策を推進することが必要であると認められる地区として、環境大臣が指定するもの¹⁴をいう。</p> <p>(解釈上の注釈 14) 解釈上の注釈 12 参照。</p>	定義
第 37 条	<p>(定期の報告)</p> <p>前条第 1 項の規定により同項の計画を作成すべき事業者¹⁵(以下「周辺地域内事業者」という。)は、毎年、主務省令¹⁵で定めるところにより、その事業活動に伴う指定地区(同条第 3 項に規定する指定地区をいう。以下同じ。)における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置の実施の状況に関し、主務省令¹⁶で定める事項を当該指定地区をその区域に含む都道府県の知事に報告しなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 15) 省令第 4 条第 2 項。毎年 6 月 30 日までに、正本にその写し 2 通を添えて提出と規定。</p> <p>(解釈上の注釈 16) 省令第 4 条第 1 項。事業所ごとの車両の状況、低公害車への代替、適正運転の実施等、走行量削減から選択した措置等の状況と規定。</p>	義務 (20 万円以下の罰金)
第 40 条第 1 項	<p>(事業者の努力)</p> <p>事業者は、その使用する周辺地域内自動車¹⁷を窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内において運行する場合にあっては、第 14 条の規定による道路運送車両法第 41 条第 1 項に基づく技術基準に適合したものを使用するように努めなければならない。</p>	努力義務
第 40 条第 2 項	<p>窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内において、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 83 号)の規定による貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法(平成元年法律第 82 号)の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者¹⁸に周辺地域内自動車を使用した貨物の運送を継続して行わせる事業者は、第 31 条第 1 項に規定する判断の基準となるべき事項の定めるところに留意して、計画的な運送の委託を行うことによる定量で提供される輸送力の利用効率の向上その他の措置を適確に実施することにより、貨物の運送に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に資するよう努めなければならない。</p>	努力義務